

○物件事故処理要領の制定について（概要）

（平成 5 年 8 月 26 日例規第 42 号／神交指発第 1309 号）

最終改正 平成 19 年 6 月 1 日例規第 23 号

この通達は、物件事故の処理を迅速適正に行うため必要な事項を定めたものである。

主な内容は、

- 物件事故処理
- 物件事故立件基準
- 反則行為と物件事故発生原因の認定
- 事故の記録
- 事件指揮等
- 留意事項

等である。